

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 土地改良事業の工事完了
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 県営土地改良事業の工事完了
- 基本測量の実施
- 基本測量の終了
- 警備業法に基づく講習

【公安委員会】

- 耕地課
- ”
- ”
- 監理課
- ”
- 生活安全企画課

目次

担当課（室）

〔二八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成三十年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区支線69号	農業用排水施設	平成三〇・三・一六
〃	西七区支線71号	〃	〃
〃	西七区支線84号	〃	〃
〃	鞆津川中川北樋門	かんがい排水	平成三〇・三・一三
〃	沖1-2丁目樋門	〃	〃
〃	西谷川丘2交差東樋門	〃	〃

平成30年4月17日 岡山県公報 第11982号

〔一八三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（用排水施設整備 五間樋地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 五間樋地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年四月十七日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

倉敷市役所

早島町役場

〔二八四〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名 工 種 完了年月日

鴨 池 た ため 池 二九・六・二九

長 畝 池 ” 三〇・三・二八

〔二八五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市及び真庭市	測量区域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	測量の種類
平成三十年六月一日から平成三十一年三月三十一日まで	測量期間

〔二八六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正及び国土広域情 報修正）	測量の種類
平成三十年三月三十一日	終了年月日

◎岡山県公安委員会告示第五十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年四月十七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成三十年七月九日（月曜日）から同月十七日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - ウ 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - オ 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 2 提出先
- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課
 - (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課
- なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。
- 3 提出期間
平成三十年五月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。